

(消費者庁と同時公表)

平成 21 年 9 月 4 日
経 済 産 業 省

東芝家電製造株式会社（現 東芝ホームアプライアンス株式会社）が製造した電気洗濯乾燥機のリコール（無償改修（部品交換））について

東芝家電製造株式会社（現 東芝ホームアプライアンス株式会社）が製造した電気洗濯乾燥機において、故障修理の再点検修理作業に不備（リード線の接続作業の不備）があり、当該箇所から発火する火災が発生したことが判明したため、本日、当該事業者が事故再発防止を図るために、プレスリリース及びホームページへの情報掲載を行い、対象製品について無償改修（部品交換）を実施することとしました。

当該事故は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故報告を受け、平成 21 年 7 月 3 日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として当省が公表（管理番号 A200900253）したものです。

経済産業省としましては、当該製品をお持ちで、事業者からの無償改修（部品交換）の実施に関するダイレクトメールを受けた方に対し、再発防止のため、直ちに使用を中止していただき、事業者の行う改修（部品交換）を受けるよう呼びかけるものです。

1. 事故事象及び再発防止策について

東芝家電製造株式会社（現 東芝ホームアプライアンス株式会社）が製造した電気洗濯乾燥機の上部から炎が出て製品を焼損する事故（火災。人的被害無し）が平成 21 年 6 月 29 日に発生しました。

調査の結果、当該製品は、故障修理時に閉端接続子によるリード線の接続作業に不備があった可能性があるとして、平成 19 年 1 月に再点検・修理（注）を行ったもので、当該箇所の修理作業の不備のために異常発熱し、発火したものと判明しました。

このため同社では、同様な修理を行った可能性のある当該製品について、今後も同様の事故が発生するおそれがあることから、本日、プレスリリース及び同社ホームページに情報を掲載し、注意喚起を行うとともに、無償改修（部品交換）を行う

こととしました。

(注)平成19年1月の再点検・修理は、平成18年11月に鹿児島で発生した当該機種別の火災事故が、故障修理時のリード線の接続作業に不備があったため発火したものであったことから、作業不備の疑われた603台について、再点検・修理を行ったもの。

2. 対象製品

型式	販売期間	台数
TW-130VB	平成17年2月 ～平成18年1月	左記期間に販売した179,632台のうち、故障修理時にリード線の接続作業を行った可能性がある6,462台が対象。

3. 事業者の対応

対象製品について、閉端接続子を使用するリード線の接続修理ではなく、リード線全体の無償交換を行います。

4. 事業者の告知

- ・プレス発表：9月4日(金)15:00
- ・事業者ホームページへの情報掲載：9月4日(金)18:00
- ・修理データに基づき、使用者へのDMの送付

5. 消費者への注意喚起

当該製品をお持ちで、同社から、無償改修(部品交換)の実施に関するダイレクトメールを受けた方は、直ちに使用を中止していただき、下記問い合わせ先に速やかに連絡し、改修を実施してください。

(東芝ホームアプライアンス株式会社の問い合わせ先)

フリーダイヤル：0120-813-252

受付時間：9月5日 9:00より受付開始

9月11日まで 9:00～20:00(土日祝日を含む)

9月12日以降 9:00～17:00(土日祝日を除く)

ホームページ：<http://www.toshiba.co.jp/tha/>

(本発表資料のお問い合わせ先)
商務流通グループ製品安全課製品事故対策室
担当：横田、吉津、山崎
電話：03-3501-1707(直通)

当該リコールにおける消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A200900253	平成21年6月29日	平成21年7月1日	電気洗濯乾燥機	TW-130VB	東芝家電製造株式会社(現 東芝ホームアプライアンス株式会社)	火災	当該製品で洗濯物を乾燥中に、当該製品から出火した。 事故原因は、故障修理の再点検修理作業に不備(リード線の接続作業の不備)があり、当該箇所から発火したと考えられる。	鳥取県	平成21年7月3日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの。 平成21年9月4日からリコール実施。

電気洗濯乾燥機(管理番号:A200900253)

